

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第34号

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成26年新潟市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「（新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）第5条に規定する市長が定める建築物をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。